

## 原油価格高騰対策公共交通事業者支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰による燃料費の増加により、厳しい経営環境にある町内の公共交通事業者を支援し、公共交通事業の安定的な運行継続を図るため、予算の範囲内において原油価格高騰対策公共交通事業者支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、大洗町補助金交付に関する規則(昭和52年大洗町規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フェリー事業者 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を経営する者をいう。
- (2) 鉄道事業者 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第2項に規定する第一種鉄道事業を経営する者をいう。
- (3) 路線バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(高速バス路線に係るものを除く。)を経営する者をいう。
- (4) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を除く。)を経営する者をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に事業所を有するフェリー事業者
- (2) 町内に事業所を有する鉄道事業者
- (3) 町内に運行区域を有する路線バス事業者
- (4) 町内に事業所及び営業区域を有するタクシー事業者であって、申請日時点において、事業を継続しているもの

### (不交付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 自己又は自己の役員等が、次のいずれかに該当する者
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者

(2) 未納になっている町税がある者。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、フェリー事業者にあつては別表第1の1の項、鉄道事業者にあつては別表第2の1の項、路線バス事業者にあつては別表第3の1の項、タクシー事業者にあつては別表第4の1の項に定める額を上限とし、フェリー事業者にあつては別表第1の2の項、鉄道事業者にあつては別表第2の2の項、路線バス事業者にあつては別表第3の2の項、タクシー事業者にあつては別表第4の2の項に定める額を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和4年12月28日までに、原油価格高騰対策公共交通事業者支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)により、町長に申請するものとする。

2 交付対象者は、前項の申請にあつては、フェリー事業者にあつては別表第1の3の項、鉄道事業者にあつては別表第2の3の項、路線バス事業者にあつては別表第3の3の項、タクシー事業者にあつては別表第4の3の項に掲げる書類を添付するものとする。

(宣誓・同意事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、町長は、当該宣誓又は同意をしない者には、補助金を支給しない。

- (1) 第3条に規定する交付対象者であること。
- (2) 第4条に規定する不交付要件に該当しないこと。
- (3) 第9条第1項の規定に基づき、町長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- (4) 虚偽や不正な手段により補助金を受給した場合には、第9条第2項の規定に従い、補助金の返還を行うこと。
- (5) 町税の未納の有無について、町長が確認すること。

(補助金の支給決定)

第8条 町長は、第6条第1項の規定による補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、原油価格高騰対策公共交通事業者支援補助金交付決定通知書兼支払通知書(様式第3号)により、交付対象者に通知するものとする。

(虚偽や不正への対応)

第9条 町長は、申請者が第3条に規定する交付対象者に該当しないと疑われる場合、第4条に規定する不交付要件に該当すると疑われる場合又は虚偽や不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出指示、事情聴取又は立ち入り検査を行うことができる。なお、既に補助金を交付した場合も同様とする。

- 2 町長は、前項の調査の結果、申請者が第3条に規定する交付対象者に該当しないこと、第4条に規定する不交付要件に該当すること又は虚偽や不正な手段により申請したことが補助金の交付決定後に判明したときは、既に行った交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、申請者に返還期日を定めて、返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年11月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。  
3 この告示の失効前にした行為に対する第9条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

別表第1(第3条、第5条、第6条関係)

フェリー事業者

|            |                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 交付上限額    | 1,000,000 円                                                                                        |
| 2 交付額      | 町内を運行区間に含む船舶において使用した重油について、1リッターあたり15円を乗じて得た額                                                      |
| 3 申請書の添付書類 | (1) 令和4年4月から9月までの期間に、町内を運行区間に含む船舶において使用した重油の数量が確認できる書類<br>(2) 宣誓書兼同意書(様式第2号)<br>(3) その他町長が必要と認める書類 |

別表第2(第3条、第5条、第6条関係)

鉄道事業者

|            |                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 交付上限額    | 500,000 円                                                                                          |
| 2 交付額      | 町内を運行区間に含む車両において使用した軽油について、1リッターあたり15円を乗じて得た額                                                      |
| 3 申請書の添付書類 | (1) 令和4年4月から9月までの期間に、町内を運行区間に含む車両において使用した軽油の数量が確認できる書類<br>(2) 宣誓書兼同意書(様式第2号)<br>(3) その他町長が必要と認める書類 |

別表第3(第3条、第5条、第6条関係)

路線バス事業者

|            |                                                 |
|------------|-------------------------------------------------|
| 1 交付上限額    | 300,000 円                                       |
| 2 交付額      | 町内を運行区間に含む車両において使用したガソリンについて、1リッターあたり15円を乗じて得た額 |
| 3 申請書の添付書類 | (1) 令和4年4月から9月までの期間に、町内を運行区間に含                  |

|  |                                                                        |
|--|------------------------------------------------------------------------|
|  | む車両において使用したガソリンの数量が確認できる書類<br>(2) 宣誓書兼同意書(様式第2号)<br>(3) その他町長が必要と認める書類 |
|--|------------------------------------------------------------------------|

別表第4(第3条、第5条、第6条関係)

タクシー事業者

|            |                                                                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 交付上限額    | 令和4年9月30日時点における当該事業所に配置する車両(一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両に限る。)(以下、「対象車両」という。)の数に3万円を乗じて得た額                                                                                      |
| 2 交付額      | 対象車両において使用した燃料のうち、ガソリンについては1リッターあたり15円を乗じて得た額、LPガスについては1リッターあたり26円を乗じて得た額                                                                                             |
| 3 申請書の添付書類 | (1) 一般乗用旅客自動車運送業の許可書の写し(両面)<br>(2) 事業所の所在地及び配置する車両数が確認できる書類<br>(3) 令和4年4月から9月までの期間に、対象車両において使用した燃料(ガソリン及びLPガス)の数量が確認できる書類<br>(4) 宣誓書兼同意書(様式第2号)<br>(5) その他町長が必要と認める書類 |

様式第1号(第6条関係)

原油価格高騰対策公共交通事業者支援補助金交付申請書兼請求書

様式第2号(別表第1、別表第2、別表第3、別表第4関係)

宣誓書兼同意書

様式第3号(第8条関係)

原油価格高騰対策公共交通事業者支援補助金交付決定通知書兼支払通知書